平成２５年（フ）第５４３号
福岡市博多区上牟田１丁目18番９―2102号
債務者　中牟田祐一
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５５４号
福岡市南区横手１丁目13番38号
債務者　永野　朝子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５５９号
福岡市西区今宿東１丁目19番５―202号
債務者　村上　　顕
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５６５号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1127番地４川子団地52棟23号
債務者　宇都宮智子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５６８号
福岡市南区野多目２丁目５番10―202号
債務者　新井こと　朴　　信浩
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５７９号
福岡県糸島市二丈深江1113番地25
債務者　椿　　武徳
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８８号
福岡市南区長丘２丁目20番１―101号
債務者　矢口　彰英
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５９５号
福岡市東区香椎浜２丁目３番５―1011号
債務者　工房流木人こと　川田　麻紀
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５９８号
福岡市博多区千代２丁目５番８―601号
債務者　尾前　　淳
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６２３号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台１丁目289番地
債務者　伊藤　剛典
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６２６号
福岡市東区原田２丁目19番22号
債務者　末吉　　文
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６２８号
福岡市西区姪の浜２丁目９番24―209号
債務者　植木　慎吾
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６２９号
福岡県大野城市山田３丁目３番20―405号マンテンビュー
債務者　佐藤　雅信
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６４２号
福岡市博多区東平尾１丁目４番33―202号
債務者　宮地恵美子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６４８号
福岡市中央区今泉２丁目１番35―101号
債務者　小野　有子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６４９号
福岡市博多区御供所町２番48―808号
債務者　市村　信英
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６５３号
福岡市早良区野芥２丁目46番１号
債務者　釜田　宏之
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６５８号
福岡市南区大橋２丁目23番26―103号
債務者　國房　裕嗣
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６７６号
福岡市博多区築港本町３番24―1208号
債務者　吉見　美紗
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部